平成29年白浜町議会第2回臨時会 会議録(第1号)

- 1. 開 会 平成 29 年 4 月 28 日 白浜町議会第2回臨時会を白浜町役場 議場において 10 時 00 分 開会した。
- 1. 開 議 平成 29 年 4 月 28 日 10 時 02 分
- 1. 閉 議 平成 29 年 4 月 28 日 11 時 58 分
- 1. 閉 会 平成 29 年 4 月 28 日 12 時 00 分
- 1. 議員定数 14名
- 1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成	紀	2番	西	尾	智	朗
3番	古久保	惠	三	4番	溝	П	耕	太郎
5番	丸 本	安	高	6番	水	上	久	美子
7番	廣畑	敏	雄	8番	三	倉	健	嗣
9番	長 野	莊		10番	岡	谷	裕	計
11番	南	勝	弥	12番	玉	置		_
13番	楠 本	隆 ;	典	14番	堀			匠

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	惠 三	4番	溝 口	耕太郎
5番	丸 本	安 高	6番	水 上	久美子
7番	廣畑	敏 雄	8番	三倉	健 嗣
9番	長 野	莊一	10番	岡 谷	裕 計
11番	南	勝弥	12番	玉 置	
13番	楠 本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長泉 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井澗	誠	副町長	林	一勝
教 育 長	山中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊佐夫
民 生 課 長	三栖	健 次	住民保健課長	廣畑	康 雄
生活環境課長	玉 置	孔 一	観 光 課 長	愛 須	康 徳
建設課長	坂 本	規生	上下水道課長	久 保	道 典
会計管理者	中 本	敏 也	消 防 長	大 江	康 広
教育委員会					
教育次長	髙 田	義広	総務課副課長	山口	和 哉

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第36号 専決処分の承認について

日程第4 議案第37号 専決処分の承認について

日程第5 議案第38号 専決処分の承認について

日程第6 議案第39号 専決処分の承認について

日程第7 議案第40号 専決処分の承認について

日程第8 議案第41号 専決処分の承認について

日程第9 議案第42号 専決処分の承認について

日程第10 議案第43号 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第44号 物品購入契約の締結について

日程第12 発議第1号 議員派遣について

日程第13 発 委 第 3 号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第13

1. 会議の経過

〇議 長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、去る4月1日付けで職員の人事異動がございましたので、幹部職員の自己 紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

〇議 長

以上をもって自己紹介を終わります。

ただいまから、白浜町議会平成29年第2回臨時会を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

〇番 外(事務局長)

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名です。

本臨時会の会議予定につきましては、去る4月20日の議会運営委員会でご協議いただきました。その結果をご報告し、ご了承いただきたいと思います。

会期につきましては、本日1日を予定しております。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求をお手元に配布しております。

会議規則第128条の規定による議員派遣結果報告書をお手元に配布しております。

臨時会閉会後に全員協議会の開催を予定していますので、よろしくお願いします。

以上で諸報告を終わります。

〇議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いします。

ここで、教育長 山中 雅巳君から教育長就任の挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、 発言を許可します。

番外 教育長 山中君(登壇)

〇番 外(教育長)

就任の挨拶をした。

(拍手)

〇議 長

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。 これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

2 番 西尾 智朗 3 番 古久保 惠 三

(2) 日程第2 会期の決定について

〇議 長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

会期は本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

(3) 日程第3 議案第36号 専決処分の承認について

日程第4 議案第37号 専決処分の承認について

日程第5 議案第38号 専決処分の承認について

日程第6 議案第39号 専決処分の承認について

日程第7 議案第40号 専決処分の承認について

日程第8 議案第41号 専決処分の承認について

日程第9 議案第42号 専決処分の承認について

日程第10 議案第43号 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例について

日程第11 議案第44号 物品購入契約の締結について

〇議 長

日程第3 議案第36号から日程第11 議案第44号の9件を一括議題といたします。 町長から、挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君(登壇)

〇番 外(町 長)

本日、平成29年白浜町議会第2回臨時会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、公私共に大変ご多用にも関わりませずご出席を賜り、誠にありがとうございます。 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず冒頭に、第28回危険業務従事者叙勲におきまして、大古地区の藤井修様が永年にわたる公共の安全と秩序の維持に尽力された警察功労により、瑞宝双光章の栄誉に浴されました。また、安居地区の西政和様が永年にわたる消防予防活動に従事された消防功労により、瑞宝単光章の栄誉に浴されました。

町民を代表して、心からお慶び申し上げます。今後とも、白浜町勢伸展のため一層のご活躍を祈念致しますとともに、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そして、堅田地区の故堅田輝昭様が永年にわたる漁業振興及び地方自治の進展に尽力された功績により、旭日双光章の栄誉に浴されました。生前のご功績に敬意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、新たな年度を迎え、観光地白浜も風薫る新緑の季節となりました。平草原公園では、

3月30日から4月9日まで桜まつりが開催され、平年に比べ桜の開花は遅れましたが、ソメイヨシノを中心に、約2,000本の桜が見事に咲き誇り、大勢の花見客の下、賑わいを見せておりました。改めて、新しい年度の始まりを感じたところです。

入園、入学、就職、転勤と幼児から成人まで、多くの方々にとって新たなスタートの時期であり、当役場でも9名の新規採用職員から力強い宣誓を受け、彼らは既に新たな配属課で仕事を始めており、町勢発展のため活躍することを強く期待するものでございます。

また、4月10日に行われた入学式では、136名の中学生と160名の小学生が入学されました。町の将来を担う子どもたちの健やかな成長と保護者の皆様方のご多幸、そして白浜町の益々の発展を願うものでございます。

和歌山県は、観光客動態調査の速報値として、平成28年に県内を訪れた観光客数が前年を147万人上回る約3,487万人、うち日帰り客数が約2,962万人、外国人宿泊客数が約50万人と紀勢自動車道延伸や各機関によるPR強化などを背景に、それぞれ過去最高を記録したと発表しました。

白浜町におきましては、ゴールデンイヤーの翌年という観光には向かい風の状況ではありましたが、県、経済団体、町が連携した各地での観光プロモーションの継続や観光情報の発信がリピーターの確保や新規の誘客に繋がり、観光客数が町全体で、346万9千人、宿泊客数が196万4千人と前年に比べ、若干の減少にとどめることができたと考えているところでございます。また、外国人宿泊客数は約10万2千人と前年より5%増加し、過去最高を記録いたしました。

引き続き、二度、三度と訪れていただけるよう、積極的な観光施策に取り組んで参る所存 でございます。

平成29年第1回定例会が閉会してからまもなく一カ月が経とうとしております。今年度も継続する課題や新たな施策、多くの事業を計画してございますが、各事業の遂行に職員共々努めて参りますので、今後とも、議員各位の、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会において、ご審議をお願い致します案件は、専決処分の承認に関する事項7件、 条例の一部改正に関する事項1件、物品購入契約の締結について1件であり、必要な議案を 提出したところです。

それでは、本臨時会においてご審議をお願い致します案件の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第36号 専決処分の承認につきましては、損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第37号 専決処分の承認につきましては、平成28年度白浜町一般会計補正予算(第7号)について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第38号 専決処分の承認につきましては、白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第39号 専決処分の承認につきましては、白浜町税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第40号 専決処分の承認につきましては、白浜町都市計画税条例の一部を改正する 条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。 議案第41号 専決処分の承認につきましては、白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第42号 専決処分の承認につきましては、白浜町共同作業場条例の一部を改正する 条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第43号 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を改正したいので、提案するものでございます。

議案第44号 物品購入契約の締結につきましては、白浜町立総合体育館への柔道畳購入の契約を締結したいので、提案するものでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長からご説明致しますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

〇議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 生活環境課長 玉置君(登壇)

〇番 外(生活環境課長)

議案第36号 専決処分の承認について、議案書(P.1~5)に基づき、説明した。

〇議 長

番外 総務課長 榎本君(登壇)

〇番 外(総務課長)

議案第37号 専決処分の承認について、議案書(P.6~8)に基づき、説明した。

〇議 長

番外 消防長 大江君(登壇)

〇番 外(消防長)

議案第38号 専決処分の承認について、議案書(P.9~12)に基づき、説明した。

〇議 長

番外 税務課長 濱口君(登壇)

〇番 外(税務課長)

議案第39号 専決処分の承認について、議案書(P.13~16)に基づき、説明した。

議案第40号 専決処分の承認について、議案書(P.17~20)に基づき、説明した。

議案第41号 専決処分の承認について、議案書(P.21~24)に基づき、説明した。

〇議 長

番外 農林水産課長 古守君(登壇)

〇番 外(農林水産課長)

議案第42号 専決処分の承認について、議案書(P.25~28)に基づき、説明した。

〇議 長

番外 総務課長 榎本君(登壇)

〇番 外(総務課長)

議案第43号 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議 案書(P.29~32)に基づき、説明した。

〇議 長

番外 教育次長 髙田君(登壇)

〇番 外(教育次長)

議案第44号 物品購入契約の締結について、議案書(P.33~35)に基づき、説明した。

〇議 長

以上で、提案説明が終わりました。

これより審議に入ります。

議案第36号 専決処分の承認について、質疑を行います。

9番 長野君

〇9 番

毎議会ごとに物損事故等々聞いているんですけれども、これについて詳細を聞かせていた だきたいと思います。

まず、何名で作業にかかったのか。そして、交通安全の作業の方が到着していないときに作業にあたったということ。そして、一番大事なのは毎回毎回言うんですけども、課内でどのような安全対策を講じているのか。また、白浜町の全体の職員の中で、どのような危険予知等をやられているのか。こういうのは課長がすみませんと言うのではなしに、課内でどのようなところで事故があったのかという分析をきちんとした中で、その分析の中でもグループに分けてやっていくということが一番大事だと思います。しっかりと安全を遵守いただいた作業をしていただきたい。もし人身事故とか何かがあったときには大変なことになるかと思います。これは町長にきちんとした答弁をいただきたいと思います。

〇議 長

番外 生活環境課長 玉置君

〇番 外(生活環境課長)

ご質問ございました当日の作業人数等についてご説明させていただきます。

当日はワシントンヤシの剪定作業に6名があたることとなっておりました。別に2名交通 誘導員を配置するということで、他の課の職員の応援を得て実施する予定でしたが、他課の 2名の職員の到着がほんの数分遅れたために、このような事故になったというところでござ います。

当生活環境課におきましても、この事故を受けて再度環境サービス係の職員を集めて事故の分析と原因についての課内会議を行いました。あわせて朝礼、月一度環境サービス係におきましても職員を集めての早朝ミーティングを実施しておりますので、その際にも車両の運転、草刈り等の注意事項、またこのような事故についての原因と今後の対策等についても都度協議並びに指導をしているところであります。

今後もそういったことで事あるごとに職員には注意喚起等を行って事故の撲滅に繋がるよう努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

〇議 長

番外 町長 井澗君

〇番 外(町 長)

今回の物損事故につきましては担当課から報告を受けておりますし、毎回毎回議会のたび にこういった専決処分ということで報告を申し上げなくてはいけないことを遺憾に思ってお ります。

私自身も担当課それぞれの職務におきまして、もう一度原点に戻って、事故のないように、毎回朝礼等ではもちろん担当課で注意、啓発をしているんですけれども、それでもこういったことがおきるということはまだまだ十分ではないのかなという気がいたしますので、今後も庁全体の中で担当課がどこであろうが、安心・安全、そしてまた町民の皆さんの信頼をもう一度得るために、再度徹底して、いろんな局面で事故がないように、交通事故だけではございません。こういった物損事故もありますし、今までの指導といいますか、検討が進んでなかったのかなと思いますので、副町長も含めて、再度徹底をして町民の皆さん方の信頼を得られるように努力をしてまいりたいと思っております。一度ぐらい次の議会で事故のない議会を迎えたいと思っておりますし、再度私からも副町長を通じて課長に通達を出したいと思っております。大変申し訳ないと思っております。

〇議 長

3番 古久保君

〇3 番

今、長野議員からもありましたけども、課長からの説明で指導員が2名、これ職員でやっていると。その中で遅れてきた。その前に作業が進んでいると。町民を誘導する指導員が遅れているのに作業にかかった、準備をしたということは一番基本的なところが問われている。

民間の建設会社とかの現場では作業の前に朝礼をするんです。職員全員が集まって安全確認をするんです。こういう町なかで作業をする場合は、きちんと安全確認、安全教育をその場でこういう作業をするので一日よろしくお願いしますという朝礼をせなんだら、その中でさあスタートしますよという作業にかからなかったら、段取りの悪さというのが目に余るような感じがします。課長は指導員が遅れましたと言っているけども、遅れたことによって、この左側の看板の設置においても、こういう設置をする。作業者のほうはきちんと柵していますよ。この看板を設置していることによって、事故が起こっているんです。これは運転者の不注意もありますけども、それを言ってられない。そこら辺の作業前の朝礼を徹底して、だれか指導員がいて、今日も一日安全にという掛け声のもとにスタートするとかそういう指導をしてほしいです。よろしくお願いしたいと思います。

〇議 長

13番 楠本君

〇13 番

参考資料の4ページ、ワシントンヤシの作業に関わることですから、今回は瀬戸だったと思うんです。ヤシの高さというのはどのくらいの高さだったのかということもあるんですけれども、町全体で検討していただきたいと思うんです。藤島のローソンからあの辺り、高いですね。作業しているとき私も見させていただいたんですけども、あれがもし台風か何かで折れて倒れて車両、さらには物損事故になった場合のことを考えたら、あんなに高くなったヤシの木をそのままでいいのかなと。私は危険を感じているんです。今回は瀬戸やけども藤島から並んでいるのは相当高いですよ。ここら基本的に考えていただきたいと思います。これは担当が生活環境課になるのか観光課になるのかわかりませんけども、横の連携をとってこれは事故のもとになると思いますから、その点よろしくお願いします。

〇議 長

番外 副町長 林君

〇番 外(副町長)

ワシントンヤシは昭和50年頃に観光関連の補助金をいただいて設置しました。昔は桃の木峠から藤島に下りていったところにはカイコウズを植えたりしておりまして、今ご指摘あったことについては県道に絡んできますので、あれだけ高くても非常に丈夫な木で、ものすごい風速に耐えられると聞いておりますが、ご指摘をいただきましたので、庁内で検討してみたいと思います。

〇議 長

12番 玉置君

〇12 番

この事故、古久保議員が言ったみたいに、これから始めるぞということでやるのはあれですけども、この事故の図を見ていると、看板を立てていたものが倒れたのでなしに、単に立てていたものにぶち当ててきたような、相手の注意が怠った部分が大きいなと私は思うんやけども、それでもこれだけ50%の補償、町の責任が50%あると、ものすごく厳しくなったのかなと。今までどうだったのかわかりませんけども、ものすごく厳しくなったと思うので、厳しくなった状況を先ほどおっしゃったように、課の皆さんに草刈りとかの前にこれだけ厳しくなったということを周知してもらえたらと。今後よろしくお願いしておきます。これは置いているところにぶち当てている感じに思うのですけども、その辺よろしくお願いしておきます。

〇議 長

8番 三倉君

○8 番

参考資料3ページ、事故の概要の中で、作業前の準備ということで、高所作業車、カラーコーン、看板等あるんですけども、この高所作業車というのは具体的に職員が操作しているものであるのか。どういう形で使っているのか。というのは物損事故云々で上がっているのは先ほどから同僚議員がおっしゃっているように遺憾なことだと私も思うんですけども、高所作業車を使っていて事故の緩みというのが起こってないのが幸いかなと思ったりするんですけども、この高所作業車を使っていることについて詳しく作業内容をお願いしたい。

〇議 長

番外 生活環境課長 玉置君

〇番 外(生活環境課長)

ご存知のようにワシントンヤシは楠本議員からもありましたように非常に高いものでございますので、高所作業車をレンタルしてこの作業にあたっております。高所作業車をのばして、ヤシの葉の枯れた部分等を落とすという剪定作業を実施するものでございまして、その作業車の操作に対しましては資格を持っている職員であたっているところでございます。

〇議 長

8番 三倉君

○8 番

免許というか、高所作業車を操作できる職員がいるという答弁だったんですけども、その 方について講習というのはきちんとされた中でされているのか。それと、操作する人と作業 する人は別ですね。高所ですから、かなり上でするんやけども、そういうことからすると危険が伴う中で、そういうことに対する講習をその方々は受けているのかということが気になるんですが、その辺についてどうですか。

〇議 長

番外 生活環境課長 玉置君

〇番 外(生活環境課長)

高所作業車の操作にあたっての講習は受けておりますが、上に乗って作業を実施するというところの講習までは実際は作業にあたるものは受けていないと考えておりますが、非常に危険なこともございますので、今後とも作業を実施する場合は十分注意していく必要があると。そのように指導、徹底していきたいと思っております。

〇議 長

8番 三倉君

○8 番

先ほどから楠本議員の質問であったり、副町長の答弁であるように、このようにしなければ箇所というのは今後続くわけでないですか。今回は物損事故で終わっていますが、作業からしたら気の緩みから物損事故が起こっているので悪いことですけどもまだ幸いやなと。その辺が気になるので質問をさせてもらったわけです。

〇議 長

11番 南君

〇11 番

先ほど楠本議員からもワシントンヤシのことで、倒れるということはあまりないと聞いたんですけども、やっぱり一番日ごろ気になるのは台風はもちろんなんですけども、上の葉っぱというか皮がよく落ちているんですよ。普通の葉っぱでないので、たまたま今までは事故が起こってないですけども、その点もあわせてご検討願いたいです。

〇議 長

あわせまして検討をお願いしたいと思います。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第36号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり承認されました。

議案第37号 専決処分の承認について、質疑を行います。

13番 楠本君

〇13 番

これだけふるさと納税の関係でありがたいなんですけども、今、高市総務大臣からの説明がテレビでも報道されています。その中において、言葉は悪いかもしれんけど、はみ出した中において、そういうようなことがあるのか。それとも、白浜町独自に総務大臣のテレビの話を聞いていたら、各自治体に任すという部分もあるんですけども、そこらの点でテレビや新聞を見ていてもどこまで任してくれるのかの線引きが私は理解できんけども、ふるさと納税の範囲を説明してもらえたらありがたいです。

〇議 長

番外 総務課長 榎本君

〇番 外(総務課長)

ふるさと納税制度につきましては、報道等で議員も十分ご承知のことと思います。

高市総務大臣から町へ通知が来てございます。その中には還元率の問題ですね。30%以下にしてはいかがですかと。しなさいということではないんですけども、上限となっておりますので、それがテレビ等で大きく報道されているところなんですけども、実際来ている中身につきましては、還元率だけの問題ではございませんでして、ふるさと産品として使えるもの、そうしたものについても示されておりますし、また換金性の高いものについても示されてございます。

白浜町の場合は、最初JTBさんを入れるときに町として大きく貢献したいのは空港利用 の促進という中で、ホテルとタイアップしていただいたツアー商品をポイントでやってござ いますが、白浜町のふるさと納税に対するこれらの率というのは85%を超えてございます。 この部分についてもグレーといいますか、指摘の中に当てはまるのですが、現実的にだめな のかという部分についてはJTBと町とのほうで協議を進めてございます。これは白浜町だ けでなくて、JTBが取り扱っている中の大きなメニューでございますので、JTBが総務 省と常にお話しされた中で、指導のない中行っておりますので、今後それがだめということ になれば、白浜町のふるさと納税の根本的な部分が覆ってきますので、今回のような税収は 当然見込めないということになろうかと思います。そのときには新たな知恵を絞っていきた いと思ってございますが、基本的にふるさと納税制度と寄附金に対します返品というのは法 的に別の問題でございますので、ふるさと納税というのはゆかりのある自治体に対してがん ばってほしいという思いで寄附をいただくというのが寄附制度でございます。そのときに寄 附する住民税が白浜町に振り替えられるという制度でございます。返礼というのは市町村独 自のものでございますので、そことふるさと納税制度を一緒に議論できるのかというところ の考え方も一理あるところで、新聞報道等でしか私も見てございませんが、ふるさと納税に 与える産品が納税額の90%を超えているような自治体もございまして、それをだめと言わ れますと、根本的に今まで寄附をいただいていた額が極限的に下がってくるということで、 そういうのを認めてほしいというような陳情をされている町村もございます。

ですから、今後につきましては、総務省とJTBも当然絡めてですけども、ふるさと産品が指導を受ける内容であるのかということはきっちり確認して、当然総務省の意向に反してまでという考えは持っていないのですが、それがどのくらい影響するかによっては全体的な中で検討していかなければならないと現時点ではそのように思ってございます。

〇議 長

13番 楠本君

〇13 番

もう1点だけお尋ねお聞きします。寄附をしたいということで、例えば教育費に充ててほ しいという希望であるとかそういう本人のふるさと納税の指定、そういう場合はその部分に だけしか使えないと思っておいたらいいんかな。

〇議 長

番外 総務課長 榎本君

〇番 外(総務課長)

白浜町の場合も全国もだいたいそうなんですが、ある程度目的を示してそこへ寄附をお願いしてございます。中には寄附を町にするので、町長の政策の中で使ってくださいという町長にお任せという項目もございますけども、当然、福祉施策であったり教育施策へ寄附の目的が明確に入ってきますので、福祉施策であれば福祉に取り崩していく。教育であれば教育に取り崩していくという形で予算配分をさせていただいているところでございます。

〇議 長

3番 古久保君

〇3 番

今、説明をお聞きしたんですけども、7ページの委託料。6,000万円のうち3,540万円入っていますね。今、課長が説明された委託料というのはJTBから返礼品からすべて入ってこの数字なのか。委託料が6,000万円の5割以上になっているので、ふるさと納税はこういう形で貯金できるのが半分もないという状態で今まできているのか。その辺説明願います。

〇議 長

番外 総務課長 榎本君

〇番 外(総務課長)

JTBとのふるさと納税の委託に関しましては、町としましては返礼割合はちょっと違うんですけども、委託先と白浜町の折半という基本的な考えのもとで、50%で物事を進めてございます。その中でJTB独自への委託が9%、この中で事務処理をしていただくということですので、白浜町としましては41%が白浜町の収入にあたってくると。その中で当然賃金職員も雇ってございますから、そういう人件費もみていきますので、40%より少し下がるくらいの白浜町への収入になってくるということで、積み立てをさせていただいてございます。

ですから、JTBには委託料の分とふるさと産品のポイント制を使っていますから、それに対するポイント還元の部分がございますので、それをお支払いしています。実質的にふるさと納税をされた方、例えば10, 000円されたらどれくらいの率で産品として返ってくるかという数字につきましては、35%から一番大きいもので45%くらいまでという数字になってますので、これが30%を超えてはならないとなってきますと、少し還元率を考えなければならないということで、これはJTBと運用のあり方等は今後協議をしていくことになります。

〇議 長

3番 古久保君

〇3 番

そしたら、35%から45%の間で返品していると。その窓口はJTBになっていると、 白浜町でない。JTBが産品を選定している、また業者に発注して、そしてお返ししている という窓口になっているんですね。行政側はなんらタッチしていないということですね。

〇議 長

番外 総務課長 榎本君

〇番 外(総務課長)

ふるさと産品の品目につきましては、最初立ち上げるときにさまざまな業界、商工会が主になりますけども、ご協力をいただいて募集をしました。現在も産品につきましてフリーで募集してございます。新たにというお問い合わせだったり、これを計画しておりますというのも常々ございまして、それを産品に取り入れるかどうかというのは町が受付けます。そして、それがJTBとの間で手続き的に可能かどうかというところまでも協議した上で、最終還元割合をどうしていくとかという部分について、産品に登録するのはJTBですけども、私どもはご希望のある方に対してなるべく産品として登録できるような手続きをJTBとお話しているということでございますので、産品を登録する受付窓口は私どもでJTBがあなたはあきませんとかそういう話ではなく、すべて町が窓口として登録事務を行ってございます。

〇議 長

3番 古久保君

〇3 番

私が気になるのは、JTBが窓口になって、地元の業者の方が産品をいろいろ考えてしてくれる。その仕入れ、商売上の取引、仕入れ、原価計算したときの利益関係をJTBの委託料が9%だっても、そこから利益が上がっているのかどうかということを聞きたい。その利益はどこにいっているのかということです。

〇議 長

3番 古久保君

〇議 長

番外 総務課長 榎本君

〇番 外(総務課長)

その利益はJTBにいってございます。その利益率というのは20%の範囲内で収めるというのが我々との協定になってますので、どこまで利益率に入っているかというのは我々は関知できませんけれども、例えば安いものをポイント制で最終は換金できませんけども、同じようなポイントで付加していきますので、2,500円相当の品物を2,500ポイントで設定しているのか、3,000ポイントで設定しているのか、これはJTBと業者の間のお話になってきますので、町としてはそこの利益率については細かく関知しない。ただ、契約の中ではその利益率は20%以内におさめるということになってきますので、今後これは町でも協議しているんですが、利益率の問題であったり、ふるさと納税がこれよりももっと大きくなってくるとその辺の利益率は一律にJTBに入るのかと。白浜町に対しても小さい金額と大きい金額があれば経費が全然違ってくると思いますので、協議していかなければならないと思ってございます。

〇議 長

11番 南君

〇11 番

先日ある新聞にふるさと納税の企業版ということが載っていたんですけども、名前を出していいのかわからないですけども、ニトリの社長が北海道出身なので、夕張市を応援するということで、億単位のふるさと納税の企業版をしていたと。もちろん返礼品を目的としないと思いますけれども、そういうのを白浜町も受け入れる用意といいますか、実際あるのかないのか。また、そういうセールスといいますか、呼びかけをしているのかどうかお聞きしたいのですが。

〇議 長

番外 総務課長 榎本君

〇番 外(総務課長)

企業版のふるさと納税につきましては、一般のふるさと納税と制度的、根本的に異なる部分がございます。企業版につきましてはフリーに町がつくりあげて、どうぞ来てくれませんかという形でなくて、白浜町に対しまして企業がこういうことをしませんかと。我々も協力しますというような一対一といいますか、一対多数でなくて、一対一のお話になってきますので、そういうお話がありましたら、当然企業版ふるさと納税制度の中で、町もつくり上げて、有効的に活用させていただきたいと思ってございますが、相手先がまったくなしにフリーに募集するという中身ではございません。

ただ残念ながら、今のところ企業版ふるさと納税でこうした事業に取り組もうという企業 のお声かけというのはないのが現状でございます。

〇議 長

8番 三倉君

08 番

新聞紙上で、商品券もふるさと納税の返品としてあげているという記事も見たんです。町としては前の全員協議会でもそういったことはなかったですけども、ただ、JTBが飛行機云々で、白浜に来ていただくことについて商品券だったら地域の活性化ということがわかるんですけども、前に話をされたハワイ、高額の納税者ということについて、今後の検討課題としていくという記憶があるんですけども、その辺についてはどのような格好になりますか。

〇議 長

番外 総務課長 榎本君

〇番 外(総務課長)

商品券につきましては、総務省からこれは換金性が高いのではないかということで指導項目に入ってございます。それと同じ項目の中にポイントというのもございますので、我々が行っているJTBとのポイント自体がだめだと受け取るのか、その受け取り方の問題がありまして、いろんなポイントがございますので、換金性の高いポイントであればそれはだめでしょうけども、私どもはポイントで私どものふるさと納税産品としか交換できませんので、換金性がないわけでございますから、その辺は考え方の中で示されておっても、運用が換金性がないということでご理解いただきたいと思いますが、当初白浜町の商品券という考え方もありましたけども、それは換金できる可能性があるということで、これは断念したところ

でございます。

もう一つ大きなハワイの500万円相当の商品につきましては、今回の指導の中で少し抵触してくる部分があるんではないかということもJTBとの話もありますので、今後どこまでを高額というのか、その辺についても協議が進んできて、これはちょっと適切でないと話になれば、それは見直していこうと思ってございます。

〇議 長

8番 三倉君

○8 番

白浜~東京便を使う話については地域の活性化なりなんなりということもあると思うんですけども、ハワイに行くということになったら、それはあまり地域の活性化になりにくいのではないかと。JTBと話をするということもあるでしょうけど、そういうことからしたら、金品に替えられる、替えられないということでなしに、もともとの地域の活性化という中でしたら少しずれてくるの違うかと私は思うわけです。だから、その辺についても今一度考え直していただける方向でいけないのかなということを要望して終わります。

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第37号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり承認されました。

議案第38号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第38号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり承認されました。

議案第39号 専決処分の承認について、質疑を行います。

8番 三倉君

○8 番

この制度について、減免措置について申告制の形になりますか。それとも税務課から直接 こういうことがあったらしてくれるということになるのでしょうか。

〇議 長

番外 税務課長 濱口君

〇番 外(税務課長)

はい、おっしゃるとおりです。例えば、軽自動車の場合にも申告主義になります。

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第39号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり承認されました。

議案第40号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第40号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり承認されました。

議案第41号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第41号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号 専決処分の承認について、質疑を行います。

3番 古久保君

〇3 番

確認ですけども、全員協議会のときの説明では一部の建物と。一部はそのまま猪豚で残っている。その中でも全体的にこの名称に変えてしまうということで、その辺どうですか。

〇議 長

番外 農林水産課長 古守君

〇番 外(農林水産課長)

この名称変更につきましては建物全体で、既存のものも含めて猪豚の飼育ということの目的はあの作業場ではなくなってしまうということです。その辺につきましても、施設全体を使っていく中で、猪豚の需要というのはおそらくないだろうということで、施設全体を逆にこれをほかのところが使いたいということがあったこととか、今の業者がもう少し拡大したいというときに円滑にいけるようにすべての建物を名称変更させていただくものです。

〇議 長

3番 古久保君

〇3 番

ということは、今使っていない畜舎については、他に何か申し出があったとき、今は畳ですけども、他の業者が入ったときに、どういう名称になるかというのは、そのときそのときに変わっていくということですが。

〇議 長

番外 農林水産課長 古守君

〇番 外(農林水産課長)

どのような申し出があるかというところにもよってくると思うのですが、私どもは農林水産という縛りがございますので、現状私どもの共同作業場といたしましては、農産物の加工ということで縛りを今のところ入れさせていただきたいと。それで、ただ空いているものでずっととなりまして、どこかの業者がまた別のまったく違うような商売に使いたいというこ

とになってきた場合にはそのときそのときのご相談ということの中で決めていくべきものかと思ってございます。

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第42号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり承認されました。

議案第43号 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質 疑を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 物品購入契約の締結について、質疑を行います。

7番 廣畑君

〇7 番

以前もお聞きしたと思うんですけども、何年前か忘れましたが、以前畳を買って、誘致を して柔道の試合を体育館でやったように思うんですが、畳の耐用年数といいますか、今回ど の程度使えるものであるのか。また、管理をどのようにしていくのか。

例えば前の畳が使えなかったのかということについて、使えんのなら使えないでいいんですけども、毎回新しいことをするときに畳を購入していくということではいかがかなと思いもありますし、今後こうした大会が将来的にどういう形で行われていくかそうした見通しと

活用について。

そして、保管の状況です。最近の柔道の畳はきちんとわからんのですけども、昔の畳はわらでつくって、しっかりして重たいものでしたけれども、最近では家庭用にしても発泡スチロールを入れたり、新たなことになってくるんかなと思います。競技用ですので、どのように管理していくのか。管理の部屋もほしいと思いますし、例えば高さがどのくらいで、合計394枚の畳を大変な作業であると思うんでけども、そうした管理について。

また、先に柔道を呼ぶ、あるいは類似のスポーツを呼ぶ見通しについてお尋ねします。

〇議 長

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

まず、耐用年数でございますけれども、製造メーカーの回答では通常5年程度ということになってございます。ただ、実際には10年以上使用しているところが多いと聞いております。

それと、管理をどのようにするのかということで、現在の畳は1階から2階へ上がる間に ウエイトトレーニングをする部屋があるんですけども、その部分がメーンとアリーナに対し て外側に通路があるんですけども、その途中に2階に上がる階段部分があるんですけども、 その階段部分の隙間に置いている状況になっております。特に現状では管理の部屋があるわ けではありません。

あと、活用についてですけども、今回特にベテランズ国際柔道大会という大きな国際大会に来ていただくという点もあって、購入のきっかけになったということです。できるだけ、そういうことで大会の誘致をしていきたいと。住民のスポーツというか柔道としての活用もあるんですけども、総合体育館自体は住民の利用とともに、観光客を誘致して宿泊なりそういうことで町内の活性化を図っていくという部分もある建物ですので、そういうことで畳も以前にも購入していたと理解をしているところです。今後についても大きな大会をできれば誘致したいと思いますし、現在でも小さな大会については利用があるということです。実際の回数は調べている資料がありませんので、お答えできないのですけども、金額的なこともありますし、しっかり活用していきたいと。

また、保管についてもできるだけ長く活用できるように保管しなければならないと考えているところです。

〇議 長

7番 廣畑君

〇7 番

ぜひそのようにしていただきたいということと、この畳は国際規格ということで、世界から来られると思いますし、観光も教育次長が言われたようなこともあると思います。

それから、現在の畳を今言われた 2 階へ上がるトレーニング場へ置いたりとか階段の隅へということでありますけれども、これは消防法上、避難のこととか、宿泊施設などもそうなんですけども、体育館とか施設で避難誘導、あるいは避難が容易にできる、その辺は消防法上大丈夫なのかなと思いますし、そういった点については、階段の隅に置くということですけども、階段の隅ということは階段なので、そういうことが適合しているのかと思いますので、避難のことも考えて、無駄のないように。せっかく買うんですから、きちんと管理をし

て、例えば階段を利用するお客さんがいたずらはせんでしょうけども、乗ったりということもあるのかなとも考えますので、そういう点についてどのように管理をしていくのかもう一度お尋ねしたいと思います。

〇議 長

保管場所についてですが、廣畑議員は階段にと言いましたが、階段下の空間だと思いますが、そこらの説明を再度お願いします。

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

まず答弁漏れがございました。高さのお話があったんですが、1枚が60ミリということ でございます。1枚の重さが約13キログラムということでございます。

それと、階段といいましたけれども、階段の下の部分ということで、そこに置かせていた だくということです。

規格については、先ほど言われましたように国際柔道規格、IJFという規格になっております。

〇議 長

番外 消防長 大江君

〇番 外(消防長)

消防法についてのお尋ねです。階段等に畳等の物件を置くことは消防法の避難経路から違 反となります。ただし、教育次長からありましたように階段下の倉庫等にあっては避難経路 にあたりませんので、それは消防法違反にはならないと考えております。

〇議 長

9番 長野君

〇9 番

廣畑議員と重複するのですけども、古い畳をどのように利活用されるのかまず聞かせていただきたい。大変高額な予算なんですね。これは今言うのはちょっと遅いのですけども、高額な1,200万円という中で、こういう大きな大会をする場合に畳を購入する場合に補助金とかそういう対象はなかったのかお聞きかせいただきたい。

それと、もう1点。せっかくの国際柔道大会でございます。将来に向けてスポーツ合宿等々の誘致に町長が先頭に立って励んでいただきたいと思います。

〇議 長

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

申し訳ございません。古い畳の活用法ということで、答弁が抜かっておりました。

現在、総合体育館には柔道用の畳1畳用が529枚、半畳用が4枚ございます。買い替えるにあたって、現在小アリーナに1畳用144枚、半畳用4枚を練習用の用途でまず残したいと思います。それと別に80枚を町立武道場にある畳と入れ替えたいと考えております。あと、富田中学校の柔剣道場も入れ替えるべきかどうかということで、1枚を現地に持っていって現場で学校事務の方と一緒に確認したんですけども、富田中学校の柔道畳のほうがまだ現状がよいということだったので、それはやめることにさせていただきました。

それで、県の柔道連盟の方から古くなった畳について国際貢献に協力していただけないか

というお話が町長を通じてあったということで、青年海外協力隊、いわゆるJICAと呼ばれているところなんですけども、そこがインドネシアのほうへ国際貢献で送らせていただきたいというお話がございました。気になったのは現状の畳は現場に残しますので、残った古い畳のことがあったので、かなり傷んでいる畳もあるということを言ったんですけども、それも含めて全部持っていかせてもらって、JICAのほうで仕分けさせていただきますとなったので、そういうことで活用させていただくということです。

あと、補助対象については該当しないということです。

将来のスポーツ合宿については、教育委員会としてはスポーツ合宿とか住民のスポーツ大会に利用していただきたいという考えでございます。

〇議 長

番外 町長 井澗君

〇番 外(町 長)

この畳につきましては、昨年の9月頃ですけども、和歌山県の教育長から、また和歌山県 柔道連盟の幹部の方も来られまして、そのときに日本ベテランズ国際柔道大会、マスターズ の柔道大会を白浜町でできないかというお話がございまして、その後かなりいろいろと話を する中で、できたら畳にもピンからキリまでございまして、高いのはもっと高いのがあるん ですけども、なんとか私どもでもこのくらいの金額であればということで、町単独の出費に なるので、かなり大きな予算ではございますけれども今回計上させていただいたところでご ざいます。

今後は古い畳でも使えるものと使えないものがあると思いますけれども、そこは使えるものは今次長が申し上げましたように、国際貢献という形でインドネシアとか困っているところがあればそこは協議しながら、JICA、県の力を借りながら、できたらそちらのほうに有効活用してもらいたいと願いがございます。

あとは整理です。今の総合体育館は非常に狭く、使い勝手が悪いところがございますので、 うまく今の機材をどういうふうに整理整頓して、柔道畳をしっかりと管理をして十分な管理 活用ができるように努めてまいりたいと思っております。

当然南紀エリアスポーツ合宿推進協議会がございますし、その中で白浜町はテニスコートもございますし、総合体育館、白浜会館がございますので、ここをもっと有効活用できて、そして町内、町外問わずいろんなスポーツ合宿、あるいはスポーツ大会を今後とも全面的に誘致をしていきたいと思ってございます。これは近隣の市町村との競争にもなりますけれども、うまくすみ分けできればまだまだ潤うのではないかと思っておりますので、南紀エリアとして総合体育館をもっと有効に活用してまいりたいと思っております。皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。

〇議 長

6番 水上君

○6 番

説明いただいていたのかわからないのですが、国際大会ですけども、人数であるとか日数 的にどのようなもので、たくさんの方がお見えになるとか。それから開催日はわからないん ですけども、国際大会にかかる各種団体に協力いただいた中でお迎えして、またおもてなし になるし、いろいろ宿泊などもしていただけるのでないかなと期待するんですけども、その 辺お伺いします。

それと、これは枚数が入っていますけれども、予備用というのは要らないかなと思いました。

それから、以前白浜には女子柔道で大変頑張っていただいた選手がおりまして、そのあたりで全日本の合宿なども誘致して何回か使っていただいたと思うんです。そういうアピールも大事かと思いますし、強い選手を育てて、そういう機会があるといいなと思います。一度そのことでお考えを聞かせてください。

〇議 長

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

1点目の今回の2017年ベテランズ国際柔道大会の内容でございます。別名が第14回日本マスターズ柔道大会。日程としましては、平成29年6月17日土曜日、18日日曜日でございます。主催は国際柔道連盟、略称IJFです。協力は日本マスターズ柔道協会、公益財団法人和歌山県柔道連盟。後援が厚生労働省、外務省、スポーツ庁、公益財団法人日本武道館、白浜町にも昨日申請が届いたそうですけども、白浜町も後援予定でございます。参加予定出場選手は約650人。協議役員は約100人。参加資格はいくつかございまして、全日本柔道連盟登録者がある日本人及び日本在留の外国人、それから日本マスターズ柔道協会の登録会員であるとか、2017年12月31日時点で30歳以上のものとかそういう規定があるそうで、それがクリアできた方ということになります。趣旨としては、30歳以上の内外の柔道愛好者が相集い、日ごろの修行と健康増進の成果を競い、あわせて互いの友好親睦を深めることを目的とするという概要でございます。

それと、予備用の畳は要らないのかということなんですけども、先ほど配置図で示させていただいたこの枚数が国際大会で必要な面積ということで、その分の枚数を購入させていただいたということなので、もしこれが途中で破損したらまた購入しないといけないということで、今回は予備用の分はこの中に入っておりません。

〇議 長

6番 水上君

06 番

いろいろ全日本の合宿など誘致してというお話もさせてもらったんですが、まずこの話、先ほど町長の説明の中で県の教育長からもお話があったと言われました。やはりそういうお話をいただいたときに、ぜひとも県にも何らかの形で金額的にも大きいですから、そういう交渉ができなかったかなと思うんですけども、実際こういう契約金額も出ていますからですけれども、県にも十分大会に向けては協力していただくということで要望をしていただいて、お願いします。白浜町で何もかもというのもあれですから、今後の大会誘致もそうですけども、県の協力もいただいた中で大会を誘致していただいて、活用していただきたいと思います。

〇議 長

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

JICAとの関係をつないでくれたのが県の企業振興課でございまして、通常でしたら購

入したら処分料が発生して、約60万円程度が必要だという予定になっておったんですけども、そういうお話でJICAとつないでいただいたので、今回は処分料が要らない。補助金はいただいてないんですけども、処分料が要らないような対応をしていただいたということは報告をさせていただきます。

〇議 長

8番 三倉君

08 番

処分の話を質問しようかと思っていたんですけども、処分についてはそれでよかったなと思うんですけども、そしたらJICAに持っていくという費用はこちらでみなくていいんですか。

それと、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、これだけの金額を使ってやっていく中で誘致していきたいということですね。誘致するにあたっては窓口もほしいでしょうし、向こうから来るだけでなしに、こちらから積極的に大きな大会に向けて発信をせんとあかんと思うんですけども、その辺について窓口をどこにするのかということ。即答でなくても早急に決めて。ただ、教育委員会が誘致していいのかどうかと私は少し疑問になるんですけども、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

〇議 長

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

運搬費用についても JICAでもっていただけるということです。 畳自体は処分ということでなくて、できるだけ活用したいということで、それを選ぶのも JICAのほうで、全部自分ところで運搬しますので、あとはこちらで振り分けさせていただきますということです。

〇議 長

番外 観光課長 愛須君

〇番 外(観光課長)

三倉議員より誘致のご質問だったと思います。今のところ窓口としては昨年10月から補助金等も議決をいただき、スポーツ補助も取り組んでおりますので、観光課のほうが窓口として取り組みをさせていただいております。ただ、スポーツ大会等ということになりますと、教育委員会、町全体での誘致活動になろうかと思いますが、スポーツ合宿の部分では教育委員会と協力しながら、今後も観光課が中心となった窓口として誘致活動を行っていきたいと考えています。

〇議 長

12番 玉置君

〇12 番

前回は700万円くらいで畳を購入したと覚えているんですけども、やわらちゃんが練習か何かの機会で購入したと思うんですけども、あまり使用せなんだんちがうかなと。その1回くらいであまり利用できていなかったんちがうかなと思っています。それが今、JICAという次の使用目的に寄附できるということはいいことなんですけど、今回の1, 200万円の予算の中で、第14回という説明がありましたけれども、第14回の歴史の中で2年続けてとか3年続けてとかそういった開催はあるんでしょうか。毎回変わっているんでしょう

か。

〇議 長

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

前回700万円だったかどうか調べていないので私わからないんですけども、続くかどうかということですか。

〇議 長

12番 玉置君

〇12 番

14回の歴史の中で何回か続いているようなところがあるのかということです。

〇議 長

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

そこは調べていないので調べてお答えさせていただきます。この議会中にお答えできるかどうかも含めて申し訳ないんですけとでも。

〇議 長

番外 町長 井澗君

〇番 外(町 長)

私の知る範囲では昨年は東京の講道館で行われたということで、一昨年は嬉野市で行われましたので、佐賀県ですけれども、毎年会場は変わっていると思っております。

続いてやった県があるのかどうか、あるいは会場があるのかどうか私もわかっておりませんけれども、いずれにしましても、今回は白浜町でやっていただけるということで、これは大きなひとつのPRになると思っております。過去いろんな全国大会とか地方の大会もありましたけれども、やわらちゃんだけではなくて、それ以降もかなりの部分で柔道大会が行われております。町だけでなくて県内とか、町外の大会も結構多いんです。回数は調べておりませんけれども、私も年に何回もされている大会に参加し、挨拶させていただいておりますので、有効活用はまだまだできると思うんです。ですから、今後地方大会、全国大会も含めて国外からも来ていただけるようなPRをしていきたいなと思っております。畳が替わったといったことでこれも大きな武器になると思いますので、この辺は県の力も借りながら、町としてこれからも全力で取り組んでまいりたいと思っております。

〇議 長

12番 玉置君

〇12 番

650人ほど来るということで、非常に費用対効果を考えても1回の開催だけでも十分効果かあるかなと思うんです。ただ、5年で償却せんならん中で、できるだけいろんな大会を誘致するひとつのツールとして利用できるように頑張っていただきたいなと。よろしくお願いしておきます。

〇議 長

11番 南君

〇11 番

入札の方法なんですけども、被指名者数6社と書いてますけども、この入札の仕方です。 例えば、スポーツ用品メーカー、ミズノとかアシックスとかあると思うんですけども、そう いう指定をしての入札なのか。あるいは連盟の公認だったらどこのメーカーでもいいのか。 その点、入札方法についてお聞きします。

〇議 長

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

指名業者については庁内の指名委員会にかけさせていただいて、6社ということに決めさせていただいたところです。個々の業者は覚えてないんですけども、畳屋の方も入っておられました。仕様書を設けて、その基準に合うということで、特に国際基準に合わなければ大会ができないということがあるので、国際基準の畳ということで、それと同等品ということで、実際入るのは早川繊維工業株式会社というところのSV230というものと同等またはそれ以上の内容のものということで説明をさせていただいた上で入札をさせていただいたところでございます。

〇議 長

9番 長野君

〇9 番

要望なんですけども、せっかくこういう大きな大会を白浜町でするんですから、参考資料として大会要綱等々をつけていただいたら大変ありがたいと。これを議長に要望して資料配布という形でお願いしたいと思います。

〇議 長

資料を精査していただけたら議員に配布させていただきたいと思います。

番外 教育次長 髙田君

〇番 外(教育次長)

先ほどの14回の開催なんですけども、1回目が静岡県、2回目から、埼玉県、岡山県、 兵庫県、秋田県、新潟県、千葉県、山口県、これが9回目です。10回、11回が東京都で 12回が佐賀県、13回が東京都ということで、東京都が3回で、その他が各1回となって おります。

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

(4) 日程第12 発議第1号 議員派遣について

〇議 長

日程第12 発議第1号 議員派遣についてを議題とします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配布のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配布のとおり決定いたしました。

(5) 日程第13 発委第3号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・ 観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

〇議 長

日程第13 発委第3号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異 議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

これをもって、第2回臨時会に付された案件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井澗君(登壇)

〇番 外(町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。

平成29年第2回臨時会をお願い致しましたところ、議員各位には鋭意ご審議をいただき、 誠にありがとうございました。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただき、町政の伸展に職員と共に全力を尽くして参りますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〇議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

これをもって、白浜町議会平成29年第2回臨時会を閉会したいと思います。 閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成29年第2回臨時会はこれをもって閉会いたします。 大変、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、12時00分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 4 月 28 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員